一般社団法人中部広告制作協会

退会の手続き

本法人からの退会を希望される場合、以下のような手続きを必要とします。下記をお読みいただき、次ページの退会届の様式にご記入・ご捺印の上、下記退会届ご郵送先住所までお送りください。

1. 退会につきましては、本法人の「定款」および「会員規定」に以下のような規定がございます。これに従い、この手続きをさせていただいております。ご参照ください。

「定款」第９条（退会）

会員は、いつでも退会することができる。ただし、１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

「正会員規約」12項・「賛助会員規約」第9項

退会は運営委員会に退会届を提出する。但し１ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとし、納付済みの会費は返還しない。

1. 退会届のご郵送先

〒460-0008　名古屋市中区栄四丁目16番24号

　　　　　　 メーゾンオザワビル7F

　　　　　　 ジャナク株式会社内

　　　　　　 一般社団法人中部広告制作協会　事務局

　　　　　　 TEL.052-264-1616　FAX.052-241-2555

　　　　　　 E-mail: info@chubu-ac.com

退会届

一般社団法人中部広告制作協会　理事長殿

退会年月日　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

会員社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

学校・団体名

担当者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

一般社団法人中部広告制作協会を退会いたしたく、「定款」第９条、および「正会員規約」12項・「賛助会員規約」第9項に従い、届け出をいたしますので、よろしくお取り計らいの程お願いいたします。

退会理由など（ご記入は任意です）